

# 石川県公報

平成30年2月28日(水曜日)

号外

(第15号)

## 目次

告 示		選挙管理委員会	
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定 (薬事衛生課)	1	○政治団体の収支報告書(平成28年分)の要旨の公表	2
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定 (同)	2	○政治団体の収支報告書(平成27年分から平成28年分まで)の要旨の公表	5

## 告 示

### 石川県告示第77号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第9条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成30年2月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 知事監視製品を特定できる情報

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「Long Time Sex」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「愛液とろとろ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「MEGA MAX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「Eroticism」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「Hard men」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「LOVE ECSTASY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「DEVIL KISS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「Crystal Angels」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「Heavy Guy」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「敏感どろどろ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「びくびく失神」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「ガチイキ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「feel」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「悶絶アナル」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「merci」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「SPAIN」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「FOXIEY2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「大拡張」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「ゴメオ卍」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「Launcher」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「ORGASM BREAKER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「Hyper Erotic Brain」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (23) 次の写真に示すとおり、被包に「GAIA」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

- (24) 次の写真に示すとおり、被包に「Tako Tsubo」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (25) 次の写真に示すとおり、被包に「Sex Bull」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (26) 次の写真に示すとおり、被包に「Winter ver.15」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (27) 次の写真に示すとおり、被包に「Miracle Pussy」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (28) 次の写真に示すとおり、被包に「ICE LEAF」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (29) 次の写真に示すとおり、被包に「FUNKY STAR」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (30) 次の写真に示すとおり、被包に「Animal Booster」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (31) 次の写真に示すとおり、被包に「Magic CⅢ」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (32) 次の写真に示すとおり、被包に「Matrix 777」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (33) 次の写真に示すとおり、被包に「EROTIC MOMIJI」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (34) 次の写真に示すとおり、被包に「ASSAULT TROOPS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (35) 次の写真に示すとおり、被包に「G-MEN」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (36) 次の写真に示すとおり、被包に「Die Hard」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (37) 次の写真に示すとおり、被包に「JF.V5」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (38) 次の写真に示すとおり、被包に「Sex Mate」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(「次の写真」は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧に供する。)

## 2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

## 3 施行期日

平成30年3月1日

## 石川県告示第78号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成30年2月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 1 知事指定薬物の名称

- (1) N-（4-フルオロフェニル）-N-（1-フェネチルピペリジン-4-イル）イソブチルアミド及びその塩類
- (2) N-（4-クロロフェニル）-N-（1-フェネチルピペリジン-4-イル）イソブチルアミド及びその塩類
- (3) N-（1-フェネチルピペリジン-4-イル）-N-フェニルテトラヒドロフラン-2-カルボキサミド及びその塩類
- (4) N-（2-メトキシベンジル）-N-メチル-1-（4-メチルフェニル）プロパン-2-アミン及びその塩類
- (5) 1-（3,5-ジメトキシ-4-プロポキシフェニル）プロパン-2-アミン及びその塩類

### 2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物であって、県の区域内において濫用されるおそれがあり、かつ、幻覚等の作用を有すると認められるものであるため

### 3 施行期日

平成30年3月1日

## 選挙管理委員会

## 石川県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書（平成28年分）の提出が

あったので、同法第20条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成30年2月28日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

## 【 政 党 の 支 部 】

## No.1 自由民主党石川県金沢市第十五支部

報告年月日	平成29年12月27日	( 単 位 円 )
1 収入総額	4,750,000	
前年繰越額	2,710,000	
本年収入額	2,040,000	
2 支出総額	4,650,000	
翌年への繰越額	100,000	
4 本年収入の内訳	2,040,000	
寄附	2,040,000	
5 支出の内訳	4,650,000	
政治活動費	4,650,000	
寄附・交付金		
6 寄附の内訳		
〔団体分〕		
シオタニ(株)	120,000	金沢市
丸善建設(株)	60,000	金沢市
(株)出島グリーン	120,000	金沢市
(株)エーオーシー	120,000	金沢市
全日本厨士会石川県本部	60,000	金沢市
ステンレス(株)	120,000	金沢市
(株)加能技研	180,000	金沢市
(株)八百辰	120,000	金沢市
城東建設(株)	120,000	金沢市
(株)大日製作所	60,000	野々市市
(株)松原光工業	120,000	金沢市
(株)中栄造園	120,000	金沢市
(株)浦建築研究所	60,000	金沢市
倫生会	240,000	金沢市
(株)犀川組	60,000	金沢市
大成ホーム(株)	120,000	金沢市
(株)イチヨウ	120,000	金沢市
(有)昭美緑地	60,000	金沢市
金剛建設(株)	60,000	金沢市

## 【 その他の政治団体 】

## No.1 福田太郎後援会

報告年月日	平成29年12月27日	( 単 位 円 )
1 収入総額	30,758,268	
前年繰越額	15,379,134	
本年収入額	15,379,134	
2 支出総額	15,379,134	
3 翌年への繰越額	15,379,134	
4 本年収入の内訳	15,379,134	
その他の収入	15,379,134	
寄附返還	15,379,134	
5 支出の内訳	15,379,134	
政治活動費	15,379,134	
寄附・交付金	15,379,134	

**石川県選挙管理委員会告示第27号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の適用を受けた政治団体から同法第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書（平成27年分から平成28年分まで）の提出があったので、同法第20条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成30年2月28日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

【 その他の政治団体 】

(平成28年分)

No.1 水口ひろ子後援会

報告年月日

1 収入総額

前年繰越額

本年収入額

2 支出総額

3 翌年への繰越額

平成29年12月19日 (平成28年12月31日解散)

0  
0  
0  
0  
0

( 単 位 円 )

(平成27年分)

No.1 水口ひろ子後援会

報告年月日

1 収入総額

前年繰越額

本年収入額

2 支出総額

3 翌年への繰越額

平成29年12月19日 (平成28年12月31日解散)

0  
0  
0  
0  
0